

笠岡市立笠岡西中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月 策定・平成31年4月 改定

いじめに関する現状と課題

- ・「児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめの定義）に基づいて対応している。
- ・アンケートの結果を踏まえ、いじめが起これにくい環境づくりを学級担任を中心に日々行っている。どの生徒に対しても、個性や環境など生徒の抱えている問題を把握し、生徒理解に努める必要がある。
- ・全国的に問題になっているSNSやネット上でのトラブルが本校でも起こっている。今まで以上に職員研修の充実を図るとともに、本校の全教職員、保護者及び地域、関係機関との連携を一層深めていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・横断的かつ継続的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には校長・教頭をはじめ、生徒指導主事・各学年の生徒指導担当・教育相談担当・養護教諭に加え人権担当にも参画してもらい、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決に取り組む。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの立場からも助言を求め、その結果をもとに校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向け、教育相談を効果的に実施し、生徒一人一人の理解を目指す。また、その取組を通して自己有用感や自己肯定感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、個々の実態に応じて、知り得た情報を教職員間で共有する。
- <重点となる取組>**
- ・アンケート結果の実態を踏まえながら適切な指導を行い、学校全体で強い意志のもと、「いじめを許さない」という共通認識をもたせる。
 - ・全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
 - ・あらゆるケースのいじめを想定し、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する教職員研修を実施する。必要に応じて各専門の講師を招聘し、教職員の指導力の向上を図る。特に近年、問題が多発しているSNS利用の際でのトラブルに対応が必要のため、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を開催する。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える週間」においてはもちろん、あらゆる機会をとらえていじめについて考えさせながら生徒自らが発案し、企画・運営するいじめ防止の取組を進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の学校生活において、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自己肯定感を感じられる学級・学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上でのいじめやトラブルを防止・解消するために、情報モラルに関する授業を各学級単位または学年単位で実施する。
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを定期的に実施し、必要に応じて個人的に面談を行う。また年2回(6月・10月)の教育相談週間を設け、生徒の様子をきちんと把握し、いじめの早期発見を図る。 ・授業前後の休憩時間や昼の休憩時間等、生徒とのふれあいを深めたり生活ノートの様子を見たりすることによって、生徒理解に努める。 ・学級や個々の生徒の様子を客観的に把握するため、Q-Uアンケートを実施する。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の教育相談の体制を生徒・保護者に向けて発信し、気軽に相談できる環境があることを知ってもらい、安心して登校できる体制であることを理解してもらおう。また全ての教職員が、授業中はもちろんのこと、休憩時間や放課後の活動の様子をしっかりと観察し、生徒の変化やSOSに気を配り、後追いの指導にならないように配慮する。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週に1回、生徒指導委員会を開催し、生徒に関するさまざまな情報を交換する。気になる様子や変化があった場合は、共有の生徒指導に関する掲示板を活用したり朝礼を利用したりして、教職員間で情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参観日やオープンスクールなど、保護者が来校されたときに目に留まるような啓発ポスターを掲示する。また、アンケートや各種調査を踏まえ、本校の生徒の実態に応じた啓発活動を行う。
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の生徒がいじめの可能性があるときは、速やかに事実確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、まず被害生徒の立場に立ち、当該生徒及びその保護者に対して適切な支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。 ・当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 <p>(周囲の生徒に対する指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒及びその保護者の気持ちを優先した上で、必要や要請があれば事実を公表し、全体指導を行う。要請がない場合でも、人間関係づくりプログラムや道徳の時間などを利用して、いじめを回避する能力を育成し、いじめを許さない土壌を育む。